平成２１年（フ）第４５７号
山口県下関市中之町４番19号、前住所山口県下関市上田中町２丁目10番15号
債務者　檜物　信子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
山口県下関市彦島角倉町１丁目５番２号コーポ道102号
債務者　桝石　慶子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６号
山口県下関市山の田東町12番９―302号、前住所山口県下関市綾羅木本町２丁目１番８―401号
債務者　清水　幸夫
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第７号
山口県下関市安岡町２丁目４番１号
債務者　上野　潮路
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
山口県下関市大坪本町30番36号　グリーンビューラー201号
債務者　朝光　明美（旧姓梅本）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
山口県下関市彦島向井町２丁目10番28号　中川荘
債務者　立道　初美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
徳島県小松島市小松島町字今開20番地の14
債務者　勢井　広信
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７４号
徳島市寺島本町西１丁目37番地の１
債務者　森田　秀信
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５３号
徳島県板野郡北島町中村字西ノ瀬38番地１
債務者　板東　忠明
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５６号
徳島県阿波市吉野町西条字野田原39番地４
債務者　釜田　正廣
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６４号
徳島県鳴門市大麻町市場字川向二40番地　Ｓｐｉｒｉｔｏ弐番館201号
債務者　濱田　拓郎
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６５号
徳島県板野郡北島町中村字東開39番地
債務者　野口　永俊
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７３号
徳島市吉野本町６丁目20番地の２―405号、旧住所徳島市上助任町蛭子133番地の１
債務者　西條　幸代
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７５号
徳島県鳴門市鳴門町高島字中島608番地
債務者　浜崎　章子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７７号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須51番地63
債務者　田村　勝
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７８号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須51番地63
債務者　田村滿壽子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
徳島県吉野川市川島町桑村318番地55
債務者　西岡　民江
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部